

令和2年度（第17回）
のり面施工管理技術者資格
更新特別講習会（自宅学習方式）
および 更新登録 案内書

※例年10月に開催しておりました更新特別講習は、今年度は
コロナ禍の影響により自宅学習方式に変更いたします。

【 受講申込受付期間 】

令和2年7月15日（水）～8月31日（月）

【 更新登録申請期限 】

令和2年12月17日（木）



一般社団法人 全国特定法面保護協会

〒105-0004 東京都港区新橋5丁目7番12号

丸石新橋ビル3階

TEL. 03 (3437) 2588 FAX. 03 (3437) 2566

ホームページ <http://www.norimen.or.jp/>

1. 資格更新登録の概要

当協会では、平成11年度から「のり面施工管理技術者資格試験」を実施し、合格者には資格認定を実施してまいりました。

この資格を登録した技術者の登録有効期間は5年となっており、当協会「のり面施工管理技術者」資格認定規則第19条により、資格更新の際には更新特別講習を受講することとなっています。

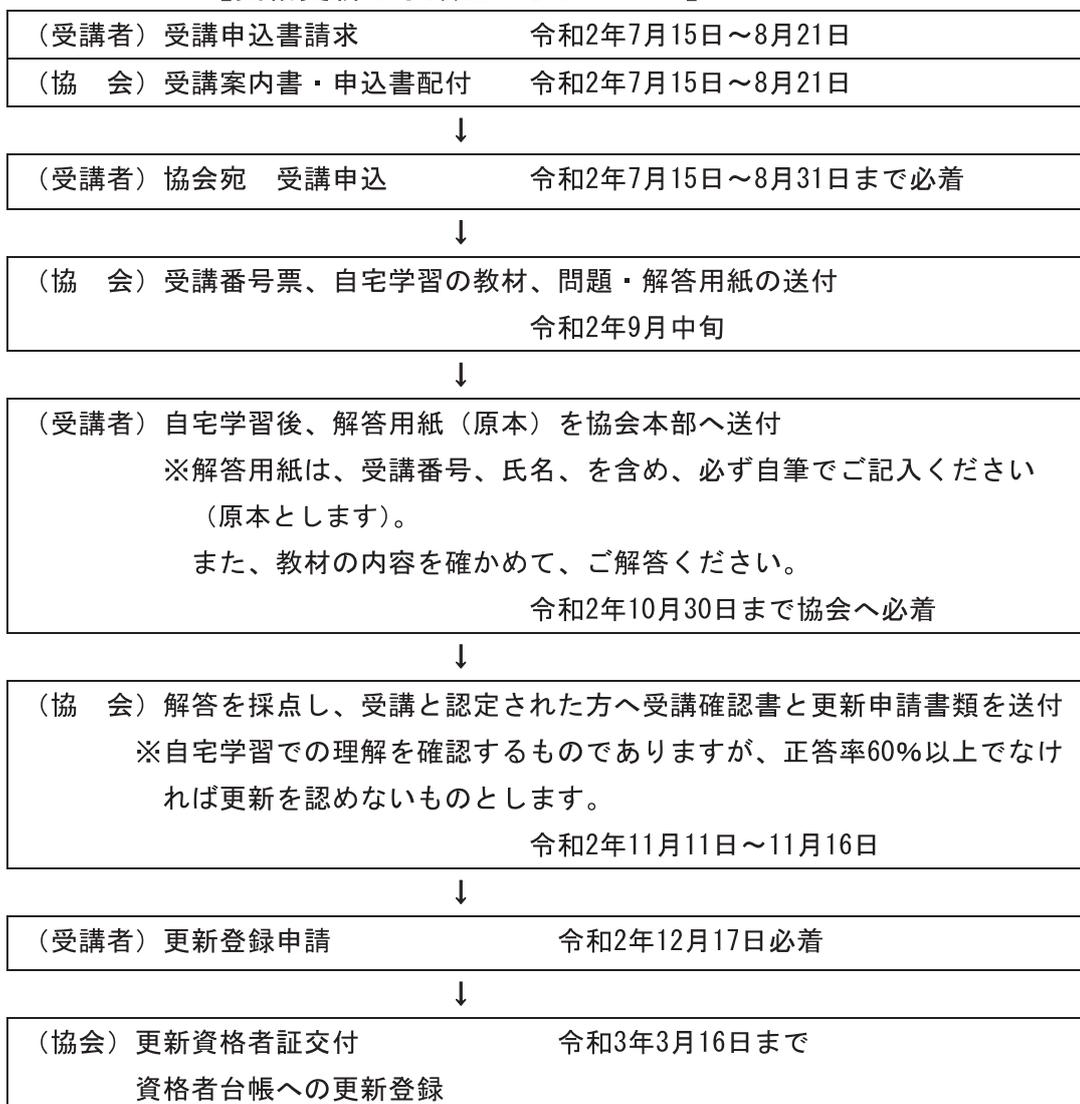
この更新特別講習会の目的は、「のり面施工管理技術者」に必要な幅広い知識と技術の向上を図るとともに、有資格者の技術力維持の機会を提供することにあります。

今年度は、コロナ禍の影響により、更新特別講習会を確実に開催しかねる状況が継続しているとともに、会場の3蜜対策などの都合により、更新特別講習会は自宅学習方式といたします。

また、例年は受講証明を受講者へお渡しし、CPDS登録に供していただいておりますが、申し訳ありませんが今年度は自宅学習のためCPDS登録ができないことをご了承ください。

資格更新の手順は以下のとおりです。

【資格更新の手順とスケジュール】



2. 資格更新対象者

今年度は、平成12年度、平成17年度、平成22年度、平成27年度に実施された「のり面施工管理技術者資格試験」に合格し、資格登録をした技術者を対象とします（資格者証の有効期限＝平成33年3月、登録番号の上2桁が01と06と11と16の方）。さらに、平成11～26年度の合格登録者で平成16～31年度に更新できなかつた方、及び、所在不明等のために案内書が届かず更新できなかつた方も含まれます（資格者証の有効期限が終了している方）。

資格更新希望者は必ず更新特別講習を受講し（令和2年度は自宅学習方式による）、更新登録を行ってください。

3. 更新特別講習（自宅学習方式）について

(1) 令和2年度の更新特別講習会について

今年度は、講習会形式ではなく、受講希望者へ教材、問題・解答用紙などを送付し、教材内容を理解されたか確認する自宅学習方式とします。よって、以下、「受講」を「自宅学習方式」と読み替えてください。

(2) 受講（自宅学習方式）受付期間

① 受講（自宅学習方式）案内書・申込書配布（本書）

令和2年7月15日（水）～ 8月21日（金）

② 受講（自宅学習方式）申込受付

令和2年7月15日（水）～ 8月31日（月）（必着）

(3) 受付場所

一般社団法人 全国特定法面保護協会 事務局

〒105-0004 東京都港区新橋5丁目7番12号 丸石新橋ビル3階

（お問い合わせ）

TEL. 03 (3437) 2588

FAX. 03 (3437) 2566

メール：info@norimen.or.jp

(4) 送付書類

この案内書には次の書類を同封しています。

①受講申込書（自宅学習方式）（様式1）

②受講番号票（自宅学習方式）

③振込用紙

④受講申込用封筒

なお、更新登録申請書（様式2）は、【資格更新の手順とスケジュール】にありますように、皆様からの解答を採点后に、受講確認書、更新登録料の振込用紙とともに、登録されたご自宅住所へお送りします。

(5) 受講料（自宅学習方式）

当協会会員：8,000 円 一般：11,000 円（いずれも税込み）

- ・受講申込者の所属する会社が当協会の会員である場合、会員となります。

協会HPにて会員会社をご確認ください。

- ・郵便振替口座：00180-2-411589

- ・加入者名：（社）全特法面協会・更新講習会係

（注）①振込手数料は申込者のご負担となります。

②振込金受領証のコピーを受講申込書に貼付ください。

③原則として、納付済みの受講料は返却しません。

④受講（自宅学習方式）の振込用紙を1枚同封します。

(6) 受講申込み（自宅学習方式）

以下の書類に記入し、当協会事務局までご送付ください。（令和2年8月31日まで必着）

（注） i (4)④の受講申込用封筒を利用し、84円切手を必ず貼付ください。

ii 記入もれの無いように十分確認ください。

iii 申込み書類は返却しません（必要な方は控えを保存ください）。

①受講申込書（自宅学習方式）（様式1）

楷書で記入し、捺印ください。

②受講番号票（自宅学習方式）

上の①（様式1）とともに送付ください。受講番号は協会に記入し、教材等とともに送付します。

(7) 受講番号票（自宅学習方式）、教材、問題・解答用紙の送付

受講（自宅学習方式）申込の受付後、受講番号票（自宅学習方式）、自宅学習の教材、問題・解答用紙、解答送付用封筒を受講者あてに送付します。令和2年9月中旬に発送予定です。

(8) 講習（自宅学習方式）および解答の提出

送付の教材で学習をお願いします。教材内容のご理解を確認するため、解答用紙に解答を記入し、協会本部まで送付ください。解答、送付の際は下記の点にご注意ください。

①お送りする教材をよくお読みください。

②教材内容をご理解したことを確認するための問題と解答用紙を同封します。問題の解答は、受講者ご本人が自筆でご記入ください（これを原本とします）。

③解答用紙には、ご氏名と受講番号を必ずご記入ください。

④解答は、解答用紙の原本を協会本部まで送付ください。コピーは不可です。

（令和2年10月30日（金）まで必着）

⑤協会へ送付された解答を採点し、60%以上の正答率の方へ理解されたことの「受講確認書」を更新登録申請書類とともに送付します。なお、正答率が満たない場合は、受講されていないと判断し更新登録を認めないことがありますので、ご注意ください。

(以下は講習会受講後(自宅学習方式)の手続きです。)

4. 資格更新登録について

上記の更新特別講習(自宅学習方式)を受講後に解答を提出し、受講を確認された方へは、「受講確認書」とともに更新登録申請書類(様式2、振込用紙、更新登録申請封筒)をお送りしますので、以下の要領に従って申請書類を作成し、協会まで更新登録申請手続きを行ってください。

(1) 申請書類

①更新登録申請書(様式2)

②カラー顔写真1枚(裏に氏名を記入)

更新登録申請書に貼付(資格者証用としても使用します)

※写真の注意事項・縦3.0cm×横2.5cm、6ヵ月以内に撮影されたもの

・無帽・正面・上半身を写した鮮明なもの

※写真をスキャンし資格者証に貼付するので、鮮明な写真としてください

・デジカメ写真の場合は写真用光沢プリントに限る

・ポラロイド写真及びスナップ写真は不可

③住民票 1通

本籍地記載、3ヶ月以内発行のもの、コピーは不可

(2) 申請書類送付先

〒105-0004 東京都港区新橋5-7-12 丸石新橋ビル3F

一般社団法人 全国特定法面保護協会 あて

(3) 登録申請料

5,500円(税込み) 尚、振込用紙は更新登録申請書とともに送付します。

(4) 登録申請料振込先

郵便振替口座 : 00180-2-411589

加入者名 : (社)全特法面協会・更新講習会係

(5) 登録申請期限

令和2年12月17日(木)まで必着

*期限までに所定の手続きをしない場合は失効となりますのでご注意ください。

(6) 更新資格者証の交付

更新登録申請をした方には、当協会の「のり面施工管理技術者資格者台帳」に更新登録し、「のり面施工管理技術者更新資格者証」を令和3年3月16日ごろまでに郵送します。

5. その他

(1) 失効と回復

今回、更新対象者であって更新特別講習を受講できなかった場合は、資格者証が失効となります。ただし、次年度以降に更新特別講習を受講し、更新登録手続きを行っていただければ資格は有効となります。

(2) 再交付

更新資格者証を汚損したり紛失したりした場合には、理由書と本籍記載の住民票を事務局へ送付していただければ再交付（有料）します。再交付申請書式はホームページに掲載しております。

(3) 変更届の義務

更新登録時の氏名・住所・勤務先等に変更があった場合は速やかに協会へ届け出てください。変更届の用紙はホームページに掲載しております（資格者証登録番号を必ず記入してください）。

※更新特別講習会や登録申請についてご不明の点は、協会事務局までお尋ねください。

6. 個人情報保護について

1 法令等の遵守

（一社）全国特定法面保護協会は、個人情報を取り扱うに当たり、個人情報保護に関する法令等を遵守します。

2 利用目的

申請等により収集しました氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報につきましては、資格者証等の交付、記載事項変更等の記載、更新のご案内のために利用します。

3 個人情報の適正管理

申請者の個人情報及びそれに付随する情報は、確実に管理し、紛失・改ざん・漏洩を防止しています。

4 個人情報の第三者への提供

下記の場合を除き、個人情報を第三者には提供しません。

- 1) 事前に本人による承諾を受けている場合
- 2) 法令に基づく場合
- 3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合